

報告と現実・・・「やはりそうなのか…」（教育長）

進まない働き方改革・教員増前進を!

回答に県教委の主体性を感じない。前回は「意見を伝えておく」という回答だった。

県教委から、人事委員会が積極的な勧告を出せるような働きかけをしているのか。

フルタイムの再任用の場合、主任・部活動の顧問など退職前と変わらない業務である。教育公務員は、一般公務員と違うことを、県教委は人事委員会へ働く

再任用職員の待遇について

香教組 県独自で改善すること や一時金の支給割合を 再任用教職員の給与

人事委員会の勧告 を尊重するということ を基本として対応すべきものと考へてある。

県教委

2022年6月3日、香教組は、2022年度末人事、賃金引上げ等に關して県教委に対し現場の状況や声とともに、さらなる前進に向けて要求しました。

発行所
高松市田村町1033-3
TEL (087) 867-4797
FAX (087) 867-6446
kakyoso@kakyoso.com
香川県教職員組合
定価 1部50円 1月100円
〔組合員の購読料は組合費に含む〕

香教組ホームページ

<http://kakyoso.com/>

「待つ」だけでなく、何らかの働きかけをして欲しい。人事委員会が教育係務員に重きをおいていないのではないかと思わざるを得ない。県独自は難しい。

度としては均衡が、話はしている。先づ

人事院は、一般公務員のことしか考えて、かけをしてはどうか。

香教組

香教組

員会は「絶えず研究を行い」とあり、民間や他の地公共団体の動向を見るとの定めがある。本県は、この点から見ての均衡がとれていると考えている。人事委員会の勧告を尊重するということは、こういうことだと考へておる。

きかけをしてるのか。
また、再任用は生活手当が
かないことも問題だ。

教組中央執行委員長
県教委 決定したころは、60歳から年金が支給されていた。そのために、低く設定されたと聞いていた。今は、出ていないの

して、適宜、支援等を行ってし
く。

県教委 働き方改革に関する
実感がない。
は保護者や地域の理解、協力が必要であることから、保護者等に対する啓発活動に努めていく。
令和3年10月に策定した第4期「香川県教育基本計画」において、「学校における働き方改革の推進」を盛り込んだところであり、引き続き、働き方改革に取り組むとともに、市町教育委員会等における取組みに対

き続ける自信がないという声を聞く。家族そろって夕食を取ることができない。休日も家族で過ごせないなど、多くの教員の犠牲の上に成り立っている現状がある。

県の働き方改革が進んでいる

して、適宜、支援等を行ってし

▼交通安全週間の会話

職員室の会話

小黒板

思ふけど、時間外にするの

たちの登下校の

の立哨「子どもも

様子をることは大切だと

「ある学校の先生方は、大変熱心で朝早く来る。だから、学校を6時半に開けていた」という管理職がいる。それを聞いた職員は、「早く来なければならない」と「早く来るように」と言わされたような気がしたと話している。現実に、どんどん早く出勤するようになり、子育て中の職員は悩んでいる。

在校時間の記録は、始業前も記録されるはずだ。

充実に努めたい。

育活動支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポートチーム等の派遣について拡充を図っているところである。



回答する県教委

香教組 記録の問題ではなく、早く来る職員を熱心と評価するような発言が問題だ。

香教組 庭よりも仕事を優先するようにと念を指導する管理職がいる。両立ができないような働き方しかできない職場の方の方が問題だ。

香教組 校長会でも話をしている。「在校等時間」の目標を市町教委や学校に求めていく。その際、朝の時間もどいう意識をもつてもらいたいと話していく。

香教組 総実勤務時間の短縮に向けた教職員団体も入った協議機関も設け、具体化の推進を図ること。

香教組 少人数学級のさらなる前進のために、超過勤務時間の縮減を含め、教職員の働き方改革については、教育長を座

香教組 県教育委員会としては、令和4年度から、小学校、中学校の全学年で35人学級を実施しているところであり、今後とも教育課題に対応したより効果的な指導体制が実現できるよう、さまざまな機会を捉え要望する予定である。

香教組 GIGAスクール構想について、GIGAスクール構想を押しつけないこと。導入によって多忙になつた。県教委のつかんでいる課題は?

香教組 教育に穴が空く状態をつくるため、また、現場の教職員の負担を増やすことがないよう、代替等、教員の適正配置を行うこと。

香教組 教職員に異なる負担を集めさせていない。県として、実践事例をやつしていくのかなど

香教組 働き方改革研究会において実施していく。団体交渉の場で、現場の先生方の声がいる。両立ができないような働き方しかできない職場の方の方方が問題だ。

香教組 教員の時間外勤務に急の限定4項目以外の時間外勤務は違法であり、許されないという給特法の趣旨をすべての学校に徹底すること。

香教組 教職員の労働安全衛生等に向けて、市町教育委員会に周知・指導を行っているところである。

香教組 中学校は、課題のある生徒の対応で人が足りない。教職員の増員はなかなかできない。35人以下学級の成果を検証しながら、低学年のさらなる少人数など、国に要望していきたい。

香教組 教育に穴が空く状態をつくるため、また、現場の教職員の負担を増やすことがないよう、代替等、教員の適正配置を行うこと。

香教組 全ての教員で共通理解ができるいない。県として、実践事例をやつしていくのかなど

香教組 代替教職員について、講師登録などを積極的に働きかけ、任用に努めているところであり、今後も確保に努めていく。



